

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省 高等教育局 私学助成課）

項 目 名	東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	東日本大震災において罹災した学校法人が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災に被災したことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書の印紙税を非課税とする措置について、令和 8 年 3 月 31 日までとされている。引き続き、被災地域の復興の十分な後押しを図るため、当該非課税措置の延長を要望するものである。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	東日本大震災において被災した私立学校の再建支援について、学校法人の負担軽減を図ることで復旧・復興の促進に資するため。		
	(2) 施策の必要性		
	令和 7 年 5 月時点で、現に復旧が完了していない学校が存在し、潜在的なニーズは現在も存在していることから、被災者負担軽減の観点で非課税措置の延長が必要である。		
平年度の減収見込額		— 百万円	
(制度自体の減収額)		(— 百万円)	
(改正増減収額)		(— 百万円)	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るとともに、へき地や過疎地域等における学びの支援を行う。 ○災害時における学びの支援 ・災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ・私立学校の果たしている役割に鑑み、教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興
		政策の達成目標	消費貸借契約書の印紙税を非課税にすることで、東日本大震災で被災した学校法人等の復興に係る負担軽減を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。（5年間）
		同上の期間中の達成目標	対象となり得る学校法人等に適切に周知を行うなどして制度の利用促進を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	建物其他災害復旧費補助金の未着手校（被災者向け貸付の対象となり得る学校）は4校。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	消費貸借契約書の印紙税を非課税とすることで貸付に係る負担が軽減されることから、学校法人にとって必要な資金調達が可能となることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現時点において復旧に着手できていない学校は、被害状況等により復旧の見込みを立てることができなかった学校である。これらの学校については、今後復旧事業が見込まれることから、非課税措置の延長を行うことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	これまで 71 件の貸し付けについて適用があり、非課税額の合計は 4,408,000 円。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	71 件の貸し付けについて、平均 62,000 円の印紙税が非課税となっており、学校法人等が貸付を利用しやすくする効果があった。 また、本措置の適用により印紙の貼付が不要となり、契約にかかる手続きが簡素化される効果もあった。
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			平成 23 年 4 月、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」等に特例が規定。 令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望にて 5 年間の延長。